

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

国家公安委員会委員長 松原 仁

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第五号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第六号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第七号中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第四条中「第九条第四項」を「第八条第四項」に改める。

第六条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第八条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十条中「第十七条」を「第十八条」に、「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第十一条第二項中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第四項中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第十二条中「第十七条第四項」を「第十八条第四項」に改める。

第十三条第二項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別記様式第一号中「第9条第4項」を「第8条第4項」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

別記様式第四号中「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「送付する」を「送付します」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。

別記様式第七号中「~~第17条~~第3号」を「~~第18条~~第3号」に改める。
別記様式第八号中「~~第17条~~第1号」を「~~第18条~~第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。